

防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金交付要綱

令和6年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市スポーツ協会（以下「協会」という。）が実施及び共催若しくは後援する設立100周年記念事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 防府市長（以下「市長」という。）は、予算の範囲内において、事業の活動経費について、協会に対して補助するものとする。

2 前項の規定による補助の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防府市スポーツ協会100周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）が決定した行事等（別表第1）の施設使用料及び行事開催経費
- (2) 前号の行事開催等に対して、委員会及び協会が実施する宣伝費及び広告費
- (3) 委員会及び協会が開催するトップアスリーの講演会費
- (4) その他市長が認める行事

3 前項第1号に定める行事開催経費は上限5万円とする。

(補助金の交付申請)

第3条 協会は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算書
- (2) 事業計画書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金交付決定通知書（第2号様式）を、協会に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 協会は、補助金の交付の決定を受けたときは、補助金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(申請書の内容変更等)

第6条 協会は、申請書の内容に変更が生じたとき又は事業等が中止になったときは、補助金変更交付申請書（第4号様式）に必要な資料を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めるときは、当該補助金変更交付決定通知書（第5号様式）を、協会に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、別表1に定める事業等が中止になったとき又は、この要綱に違反したとき若しくは虚偽の報告をしたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第8条 協会は、補助金の交付を受けたときは、速やかに実施事業に関する実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第7号様式）により、協会に通知する。

2 市長は、協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（関係書類の整備）

第10条 協会は、補助金の交付を受けたときは、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(1) この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(2) この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定はなおその効力を有する。

第1号様式（第3条関係）

年（ 年） 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者名

防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金交付申請書

下記のとおり防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金の交付を受けたいので、防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- 1 事業収支予算書（別紙）
- 2 事業計画書（別紙）

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市スポーツ協会 100 周年記念事業運営費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、防府市スポーツ協会 100 周年記念事業運営費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので防府市スポーツ協会 100 周年記念事業運営費補助金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第5条関係）

年（ 年） 月 日

（宛先）防府市長

請求者 住 所
 団 体 名
 代 表 者 名

防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金について、下記のとおり交付されるよう、防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金交付要綱第5条第1項の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入のこと】

≪ 債権者コード ≫							
振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座
口 座 名 義 カ タ カ ナ で 記 入 願 い ます							

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者名

防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金については、下記のとおり変更交付を受けたいので、防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更理由 | | |

第 5 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市スポーツ協会 100 周年記念事業運営費補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金について、交付決定額を変更することに決定しましたので、防府市スポーツ協会 100 周年記念事業運営費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更交付決定額 金 円

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者名

防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた標記補助金の実績について、防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他必要な書類

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金
交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記補助金について、
防府市スポーツ協会100周年記念事業運営費補助金交付要綱第
9条の規定により、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、
通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

別表 1

日程	実施団体	行事名
令和6年 4月29日	バスケットボール協会	春季市内高等学校バスケットボール大会
令和6年 5月15日	グラウンドゴルフ協会	グラウンドゴルフ大会
令和6年 5月18日	スポーツ推進委員 連絡協議会	市民ニューススポーツ大会 (防府市民モルック大会)
令和6年 7月7日	バドミントン協会	2024グランドシニアバドミントン フェスティバルin防府
令和6年 7月7日	おさんぽりん協会	ミニトランポリンエクササイズ体験会
令和6年 8月4日	水泳連盟	市民水泳大会
令和6年 9月1日	陸上競技協会	市民陸上競技選手権大会
令和6年 9月21・22日	早朝野球連盟	山口県早朝野球ジュニア選手権防府大会
令和6年 10月13日	弓道連盟	防府市弓道場落成記念大会
令和6年 10月26・27日	高等学校野球連盟	市内高等学校野球大会
令和6年 10月27日	柔道協会	柔道スポーツ少年団
令和6年 11月9・10日	自転車競技連盟	西日本地域自転車オムニアム大会
令和6年 11月9・10日	サッカー協会	第43回マツダ招待少年サッカー大会
令和6年 12月7・8日	卓球協会	第10回国重ニッタク杯防府オープンラージ ボール卓球大会
令和6年 12月7・8日	野球連盟	ほうふ野球の絆プロジェクト
令和6年 12月14日	ソフトテニス連盟	ソフトテニス教室

※悪天候等の影響により、別日に開催する可能性あり。